

函館市社会福祉施設整備基金の設置および管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、函館市社会福祉施設整備基金の設置および管理に関する条例（昭和50年函館市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 条例第6条第1項に規定する補助の対象として定める経費は、次に掲げる経費以外の経費とする。

- (1) 土地の購入または整地に要する経費
- (2) 建物の購入に要する経費
- (3) 前2号のほか、市長が不適当と認める経費

(補助金の交付申請)

第3条 条例第6条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、建物または設備の整備を行う前に、社会福祉施設整備事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請理由書
- (2) 整備事業計画書
- (3) 整備事業に係る収支予算書
- (4) 前3号のほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、その交付を決定し、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の適正な交付を行うため、必要な条件を付することができる。

(変更の承認)

第5条 補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定に係る申請事項を変更しようとするときは、社会福祉施設整備事業計画変更承認申請書（別記第2号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、建物または設備の整備が完了したときは、速やかに社会福祉施設整備事業実績報告書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 整備事業報告書

(2) 整備事業に係る収支決算書

(3) 前2号のほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定および交付)

第7条 市長は、前条の実績報告書の提出があつたときは、その内容を審査のうえ、補助金の額を確定し交付するものとする。

(補助金の交付の決定の取消しおよび返還)

第8条 補助事業者が次の各号の一に該当するときは、市長は、補助金の交付の決定を取り消し、または既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽の申請をしたとき。

(3) 前2号のほか、不正の行為があつたとき。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定の取消しをするときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年10月23日規則第53号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月25日規則第10号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月18日規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月14日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年2月28日規則第4号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき提出されて

いる申請書，申出書その他これらに類するもの(以下この項において「申請書等」という。)は，この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づき提出された申請書等とみなす。

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙は，当分の間，適宜修正のうえ使用することができる。